

事務連絡
令和2年7月16日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

各学校における布製マスク1人2枚の4月以降の受領について（最終確認依頼）

平素より国の健康教育・食育行政に対する格別のご協力等を賜り、まことにありがとうございます。

新しい生活様式を踏まえた学校生活再開支援の一環として国が進めてまいりました各学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（1年～3年）、専修学校高等課程、各種学校の認可を受けている外国人学校）への布製マスクの配布事業につきましては、4月以降の各事務連絡でお知らせしております通り、学校を通じて全児童生徒と教職員（学校基本調査における本務者として計上されている教職員）に対し各人合計で2枚を配布するものとなっておりますが、配達状況報告や各学校からの追送要求状況に照らし、現状においては一部の学校を除き、各学校へ上記2枚相当分の使用可能マスクが概ね到着済みになっているものと承知しております。

7月末をもって本事業に係る配送やコールセンターを終了する予定になっておりますところ、マスクの配布漏れを防止する観点から、マスク配布の状況について最終的な確認を行う必要があると考えております。

つきましては、各学校設置者（国公立学校）、所轄庁（私立学校）におかれてはご多忙のところまことに恐縮ですが、4月以降からの各学校単位での総合計枚数として上記「全児童生徒と教職員（学校基本調査における本務者として計上されている教職員）に対し各人合計で2枚」分の使用可能マスク枚数が各学校に到着済みになっているかどうかについて最終確認のご協力を賜りますようお願いいたします。

所管の学校のうち「4月以降からの各学校単位での総合計枚数として上記「全児童生徒と教職員に対し各人合計で2枚」分の使用可能マスク枚数が各学校に到着」の状態にまだ到達していない学校がある場合には、その該当学校ごとに、別添のエクセルに必要な事項（学校名、今回の最終確認によって必要となる追加配布総枚数など）をご記入の上、下記までご返信をお願い申し上げます。

なお、今回のご返信につきましては（従来の個別校からの既存スキームに則ったご連絡とは異なり、）各学校設置者（国公立学校）・所轄庁（私立学校）からのご返信のみでお願いいたします。ただし、政令市を除く市町村の設置する学校につきましては、各都道府県教育委員会において域内の市町村立学校に関するおとりまとめをお願いいたします。

本連絡につき、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

1 報告期限

令和2年7月28日（火）17:00

2 報告方法

添付のエクセルに記入の上、以下のメールアドレスまでお願いいたします。

不足等が無い場合、メール返信のみでエクセルの添付は必要ありません。

メールアドレス：masuku@next.go.jp（受信専用）

3 その他

各教育委員会・私立学校所管課等におかれまして、予備等のマスクが必要でしたら、追加での発送も可能ですので、希望枚数、送付先名等をエクセルに御記入くださいますようお願いいたします。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健管理係

電話：03-5253-4111（内線2976）